

平成25年第1回多賀城市議会定例会会議録（第4号）

平成25年2月22日（金曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本会議 4 日目でございます。本日も慎重な審議をよろしくお願ひいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び森長一郎議員を指名いたします。

この際、御報告を申し上げます。

本日、5 番伏谷修一議員から本日の本会議におくれる旨、届け出がありました。

これをもって、報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、今回から、選択制による一問一答方式が導入されます。質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたします。

8 番藤原益栄議員の登壇を許します。藤原議員。

（8 番 藤原益栄議員登壇）

〇8 番（藤原益栄議員）

まず初めに、東日本大震災発災から間もなく 2 年が経過しようとしております。一千年ぶりの大震災であり、対応の十分不十分はいろいろあったかとは思いますが、少ない職員体制の中、身を削って奮闘されてまいりました皆さん方に対しまして、心より労をねぎらい、敬意を表したいと思っております。

また、私は、1983 年 4 月、26 歳で当選をさせていただきました、この 4 月で 30 年になります。今議会から一般質問に一问一答制が導入をされました。一般質問も一问一答制の質問も最初ということになりまして、大変光栄に存じております。

それでは、通告どおり 3 点について質問をさせていただきます。

質問の第 1 は、津波被災地域での宅地かさ上げ助成についてであります。

その趣旨は、本市が行っております宅地かさ上げの補助について、「対象は TPO.7 メートル未満」という制限を撤廃し、「津波被災地域全域」に広げていただきたいというものであります。

この課題は、一昨年 12 月議会から話題になっておりまして、市当局の案は、昨年 4 月 5 日付の地元紙に報道されました。それは、「海抜 0.7 メートル未満の地域で 50 センチメートル以上のかさ上げを行った場合、上限 100 万円で工事費の 2 分の 1 以上を助成する」というものであります。

これに対しまして、昨年 4 月 25 日、日本共産党市議団といたしまして、津波被災地域全域に広げるように申し入れを行い、さらに 5 月 16 日には、議会の総意として、正副議長、東日本大震災正副特別委員長 4 名が同趣旨の申し入れを行ったわけであります。

しかし、市長はこの意見に耳をかさず、6 月議会に従来どおりの方針で 1 億円の予算を計上いたしました。結果、どうなったのかと、これまでの申し込みはわずか 6 件で、1 億円中 9,000 万円を本議会で補正減することになりました。こうした経験は、私は一度もありません。千年に一度の大震災に遭遇しているにもかかわらず、その構えの小ささを反省すべきだと私は思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

そうこうしているうちに、国の平成 24 年度補正予算に、住宅再建のローンへの利子補給や宅地かさ上げ補助に使える震災復興特別交付税 1,047 億円が計上されました。宮城県への配分は 700 億円、本市には十数億円規模の配分があると予想をされます。これらも有効に使って、構えの小さかった被災者支援を抜本的に強めるべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

質問の第 2 は、土地利用構想についてであります。

質問の趣旨は、山王駅の南東地区の土地利用については、構想についても、都市計画マスタープランについても従来のままにし、この地区の農地の大規模化についても、もう少し検討・協議の余地があるのではないかとこの点につきましては、昨年 9 月の第 3 回定例会でも取り上げまして、その際、当局としての見解も示されてございます。また、1 月 25 日には、土地利用構想、大区画圃場整備事業について、また、都市計画マス

タープランについて説明がございました。その際、なぜ構想に変更を加えるのかについては、東日本大震災の発災を挙げておりました。当局が、なぜ土地利用の構想、都市計画マスタープラン等の変更をする必要があるのかという点を答弁しておりますけれども、4点に集約できるように思います。

1つは、人口減少社会になったということであります。2つ目は、第三次、第四次の総合計画でも宅地として位置づけてきたけれども、この地区で具体的な動きがなかったということも挙げておられます。第3に、東日本大震災の発災の件。第4には、地権者の意向を尊重したということも挙げてございます。

私は、本市の土地利用を考える上で、以下の2つの前提が大事ではないかと考えてございます。

1つは、本市の住宅地としてのポテンシャル、町のエネルギーや魅力は十分にあり、人口減少社会という一般論で考えてよいのかという点であります。本市の魅力はどこにあるのかと申しますと、1つは、大都市仙台に隣接しているということ。2つ目には、JR東北線、仙石線など、交通の便がよいこと。3つ目には、人口密度東北第1位でありながら、北部には特別史跡多賀城跡、西部地域には水田が広がっておりまして、自然がまだまだ豊富で環境がよいこと等々が考えられます。多くの被災自治体の人口が減少傾向にある中、本市は昨年、住民登録で258名がふえてございます。水道加入金件数も、2012年4月1日から本年1月末までに289件あったそうでありまして、これらはその裏づけになるのではないかと考えるものであります。

もう一つの前提は、発災以降、津波非被災地に対する需要は高まっているという点であります。私は、市が19.65平方キロメートルという狭い市域の中で現地再建の選択をしたのは、宮内地区についてはいろいろ意見を述べましたけれども、全体としては正しかったというふうには考えてございます。しかし、何千万円という財産をどこに求めるのかというときに、津波非被災地にと考えるのもまた人情でありまして、当然のことだと思えます。需要の高まりは、日々の新聞の広告、不動産物件の動向等にもあらわれております。したがって、私は、この地域で開発の具体的な動きがなかったという従来の延長線で考えるわけにはいかないと考えるわけであります。

以上から、確かに人口減少社会に入っているけれども、本市の魅力はなかなかのものがあつまして、また、確かに宅地を拡大する構想を持ってきたけれども、具体的な動きがなかったということはありますが、震災後、津波非被災地への需要は高まっている。したがって、私は、山王駅南東地域については、土地利用構想についても都市計画マスタープランについても変更の必要はなかったし、農家の皆さんとももう少し協議の余地があつたのではないかと考えますが、市長の答弁を求めるものであります。

質問の第3は、水道事業会計で、なぜ資本費平準化債を使わないのかという点であります。今、本市の水道事業会計は企業債償還のピークを迎えておりまして、以前いただいた資料によりますと、平成21年度から30年度の間、元金償還額が減価償却費を上回ります。当

然、企業債元金償還の山があれば、谷もあります。それを、できるだけ減価償却費に近い状態にならそうというのが資本費平準化債でありまして、25年度の発行可能額は、企業債元金償還額3億4,413万5,000円から減価償却費2億6,547万4,000円を差っ引まして、7,866万1,000円となるわけでありまして、この資本費平準化債を活用したら、企業債残高はふえるのかと、そんなことはありません。活用しても企業債残高は40億9,576万4,000円から39億9,029万円に、1億547万4,000円も減額になるわけでありまして、なぜかといいますと、企業債元金を3億4,413万5,000円も償還をするからであります。東日本大震災により、ここしばらく収支はとんとんの状況が続くと思います。そうしますと、減価償却費を超える分の企業債元金返済額だけ、毎年毎年水道部の手持ち資金が減っていくこととなります。いずれ元金償還は谷の時代が来るわけでありまして、使える資金は使って、資金も保持し、安定した運営をすべきだと思いますが、市長の答弁を求めまして、最初の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、津波被災地域の宅地かさ上げ助成についてでございますが、昨年第2回定例会で、当該助成に係る補助金を補正予算に計上して以来、何度か同様の御提案をいただいております。昨年第3回定例会での藤原議員からの同様の一般質問に対しまして、宅地かさ上げ助成とは違う、新たな本市独自の支援策の検討を進めている旨をお答えいたしました。その結果として、昨年第4回定例会で補正予算を計上した被災者住宅再建補助を制度化いたしました。宅地かさ上げに加えての支援策でありますので、御理解をお願いいたします。

また、震災復興特別交付税に関する御提起をいただきましたが、このことにつきましては、一部報道でもありましたとおり、被災地の住宅再建支援のため、震災復興特別交付税に1,047億円が加算されたとのことであり、宮城県でこれを受け、被災自治体に配分されるとのことでございます。配分基準に関しては、各被災自治体の独自支援の状況を踏まえ制度設計を進めるとのことでございますので、この結果を待ちまして、新たな再建支援を行ってまいりたいと思います。

次に、土地利用構想についてでございますが、本市の有する交通利便性を初めとした町の魅力については、先ほど議員の御指摘のとおりであろうと認識しております。住宅地としての可能性につきましては、既存宅地にも約40ヘクタールの未利用地及び空き宅地が存在すること、また、ようやく姿の見え始めるJR仙石線多賀城駅を中心とした市街地形成など、現行の土地利用の範囲内においても十分な可能性を有していると解しております。

つきましては、昨年第3回定例会においても同様の御質問をいただき、都市計画や土地利用の考え方として、当該地域の市街化区域への編入による宅地供給は困難であり、農業復興

委員会において検討を進めている圃場整備対象エリアとして取り組んでいきたい旨、御回答を申し上げたところですが、その方針に変わりはありません。

最後の水道事業資本費平準化債の活用につきましては、水道事業管理者からお答え申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

（水道事業管理者 佐藤敏夫登壇）

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

3点目の水道事業資本費平準化債の活用について、私のほうからお答え申し上げます。

使える資金、資本費平準化債を活用し、住民負担を極力抑えて経営することが、公営企業のあり方と考えるとの御質問でございますが、これまで藤原議員からは、平成22年第1回定例会、第2回定例会、平成23年第1回定例会、さらに、柳原議員から平成23年第4回定例会でも同様の御質問をいただきまして、その都度、回答申し上げてきたところでございます。

御承知のとおり、資本費平準化債の活用につきましては、総務省が定めております、地方債同意基準運用要綱で、供用開始後の施設に係る公営企業債のうち、建設改良費の財源としたものの当該年度の元金償還金が減価償却費を著しく超え、かつ経営上の収支に著しい影響が生じていることが、要件とされております。今議会に提案しております平成25年度水道事業会計から試算しますと、元金償還金が減価償却費を超える額は、藤原議員御指摘のとおり約7,800万円であり、この額を資本費平準化債として活用すれば、減価償却期間と企業債償還期間との不一致による構造的資金不足の解消が図れることも事実でございます。

資本費平準化債を活用するかどうかの判断に当たっては、本市の水道事業が経営上の収支に著しい影響が生じている状況にあるかどうかの経営判断が問われるものであると考えております。本市水道事業の経営状況は、平成22年度からの料金引き下げ改定や東日本大震災の影響から、水道事業経営の根幹であります料金収入は依然として減少傾向にあり、収益的収支である3条予算から資本的収支である4条予算への補填財源額が減少することとなりますが、平成24年度から建設改良費に係る企業債充当率を50%から85%に引き上げ、さらには平成25年度予算から、新たに活用する資金としまして、厚生労働省所管の国庫補助金を継続して活用していくことで、今後とも健全な事業経営が可能であると判断しております。このことから、御質問の水道事業資本費平準化債の活用は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

では、まず最初に、宅地かさ上げについて質問をさせていただきます。

震災復興特別交付税の問題については後ほど質問しますが、まず最初に、議会の総意も聞き入れずにああいう制度をつくって、1億円予算計上したんですが、そのうち9,000万円も補正減するというのは、これは前代未聞のことだと思うんですね。補正予算の特別委員会のときに、反省はないのかと、みっともなかったなというような気持ちはないのかということをお聞きしましたけれども、副市長が答弁をされました。市長自身は、今回の制度設計と予算措置とその減額の経過について、まず、この点についてどういうふうな考え、見解をお持ちなのか、最初にまず伺いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員がおっしゃったように、予算と現実がかなり差異があったということに関しましては、やっぱり余りいいことではないというふうには思っております。ただ、この件に関しましては、対象地域内のいろいろと住民の意向調査とか何かもいろいろ考えておりますと、最終的には、これはいろいろ想定されますが、これから52件ほどの利用が見込まれるという状況でございますので、100万円補助ということになると、約5,400万円ほどは大体確実に、ここ一、二年だと思えますけれども見込まれるということでございますから、やっぱりその辺もまたこれから予算化していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

余りいいことではないという、副市長とはちょっと違った答弁でしたので、いいことにしましょう。

それから、震災復興特別交付税が多賀城にどれだけ来る見込みなのかと、まだ詳しいことはわからないですけどもね。700億円が宮城県に配分されると、これは多分間違いないと思いますが、その点についての御認識はいかがですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほど質問の中で出てまいりました14億円云々の関係ですけれども、多分これについては、市のほうが県のほうに報告しております全壊家屋のその棟数から割り出したものかと思えますけれども、単純にこの数字だけを追っていけばそういうふうな形になろうかと思えますけれども、必ずしもこれにつきましては確定した話ではございませんので、その辺については、県のほうの動きなりなんなりといったようなものをしっかり確認をさせていただいて、見きわめていきたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

ちょっと今飛び越えて答弁があったんですけども、私が伺ったのは、その 1,047 億円中 700 億円が宮城県に配分されると、これは間違いないですね。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

その点につきましては、新聞報道にもございますように、県の補正予算で関連予算約 700 億円を盛り込んだというふうな話になっておりますので、その辺については非常に確度の高い数字かと思えます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

これは、私は、共産党の県議団の事務局にも確認をしまして、県当局から 709 億円を予算計上したという話があったそうでして、その全額を市町村におろすんだというふうに説明を受けたそうです。だから、新聞報道からも県議団のその話からも、これは間違いないですね。問題は、どの程度来るのかと、1 億、2 億円の話じゃないと、十数億円だと。そういう規模で来るものだという事については、断言してもいいのではないかと。私は、補正予算の特別委員会で 14 億円と言ったんですが、あれは、宮城県の全壊戸数が 8 万 5,414 戸で、多賀城の全壊戸数が 1,746 戸で、ちょうど比率が 2%なので、厳密には全壊戸数で来るのではなくて、建てかえした戸数について推計して配分されると思うんだけど、一つの目安として、宮城県全体の全壊戸数からすると多賀城の分は 2%だと、そうすると 14 億円になると。そうすると、十数億円規模で来るというのはもう間違いないと思うんですよ、そういう規模で来るので、私は、宮城県から例えばいろんな問い合わせがあったときに、配分する金額を見て考えますとかというようなことではなくて、こういうことをやりたいと思っているから、ぜひよこしてほしいというような話を、私は多賀城としてはむしろすべきだと思いますよ。その辺については、市長いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

その恐らく 14 億円ぐらいになるだろうという話自体が、まず、とらぬタヌキの皮算用じゃございませんけれども、はっきりしたものであれば、それは予算的には立てる手だてもあるでしょうけれども、もうちょっと具体化して、どのぐらいのものがもらえるのかということになったときに、私は立てるべきじゃないかなというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

1 戸当たりのその配分基準が 250 万円だというふうに報道されましたけれども、それは承知していますでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

新聞報道に出ていますとおり、1 戸当たり 250 万円、危険区域外というふうな形で承知してございます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

そうすると、どういう規模なのかということ、多賀城で今やっているのは、ローンを組んで住宅再建した場合に、最大 100 万円を助成をするということですね。

それから、宅地かさ上げが、今のところは TPO.7 メートル未満で、桜木や栄の一部ということなんですが、該当していれば 100 万円です、上限がね。それでもおつりが来るぐらいの基準で配分されるということですよ。だから、私は、抜本的な見直しが必要なんだというふうに思っているんですが、その点についての市長の見解をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

その辺のことが確実になった場合には、それなりの方向性で手当てしていくということも当然必要じゃないかなというふうには思います。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

この件については、ぜひ最大限活用するという方向で準備をしていただきたいと思います。次に、土地利用構想の問題についてであります。

今回、質問に当たりまして、改めて第三次総合計画の土地利用構想、そして第四次の構想を振り返ってみました。今から 20 年前の計画ということになるんですが、第三次では、一本柳それから六貫田の地域について市街地にするという計画になっていましたね。それが、第四次には再び農地に戻すと、そういう計画になっています。それで、山王駅の南東地域について、今私が問題にしている部分なんですが、そこについては、20 年前の第三次構想でも第四次構想でも、今の市街地の東側ですね、そこについては宅地にするということですと来てございます。しかし、ここについては具体的な宅地開発の動きがなかったというふうなこともあって、今回、宅地構想については大幅に縮小して、今の農振地域をそのまま農振地域に継続して、今度、大規模な圃場整備をやるということになったんです。

それで、市長がおっしゃるようになります。皆さんもいろいろ検討されて今回の結論を出したというのは、よくわかるんです。その人口減少社会になっていると、ここでの具体的な宅地造成の動きもなかったと、それから、空き地というか空き家というか、そういうのも結構あるんだと、そういうことから総合的に結論を出されたということは、私も理解できるんですよ。ただ、駅があるというのは、これは本当に宝なんですよ。多賀城市では、請願駅として国府多賀城駅をつくったんですが、線路上に駅をつくるのも、これもなかなかやっぱり大変だったんですよ、16億円かかっています、あそこにね。だけれども、まだ線路が通っているからいいですよ。線路がないところは駅をつくりたくたってつけれないわけだからね。多賀城の場合、山王に駅がある。しかも、支線じゃないですよ。もう明治20年12月に東北本線が上野から塩釜まで通じて以降ずっとある線路で、昭和に入ってから、政庁前駅だったかな、という駅でできたんですけどもね。その駅があるという価値について考えた場合に、私はいろいろ事情があっても、やはりそれを生かすということは、考える必要があるのではないかなと、結局、私はそういうふうに思うんですよ。だから、そういう点で再考の余地はないのかということで、再度お聞きしたいんですが。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員がおっしゃるのは、私もよくよく理解できるつもりでございます。と申しますのは、私は市長になる前から、あの山王の方々が中心となってやっぱりあの山王地区に大型店舗を誘致してもらえないかとか、あるいは住宅地をもっとつくってもらえないかとか、そんな話がいっぱい私のところにも来ていました。ですから、藤原議員がおっしゃるのは、あの山王駅の南側にできるだけ住宅地を、あんな利便性のいいところはないんじゃないかという話は、十分理解できるつもりでございます。

しかし、先ほど言ったように、まだ多賀城には40ヘクタールほどの市街化区域、まだ住宅地が埋まっていないところがあるし、それから、都市計画的には、仙塩都市計画区域というかの枠組みの中で都市計画が決定されるものですから、多賀城だけがこれしたいということだけでも、これはできない。そういう枠がはめ込まれているというふうなこともございまして、なかなか市街化区域の整備はままならないのが現状でございます。

そんなことから、私の答弁になったわけでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

土地利用構想については、たしか3月の審議会を経て決定をすると、マスタープランについても間もなく決定をすると、それから、農地の大規模化については今作業が進んでいるということで、公の場でといいますか、議会の場で意見を表明できる最後の場であるというふ

うに思ったものですから取り上げさせていただいたんですが、当局としては市長としては従来の説明した方針でやっていきたいということですから、これ以上言っても平行線でしょうから、この点については以上にしまして、水道の平準化債の問題に移りたいと思います。御答弁については、資金不足の解消ができるのは確かであると、資本費平準化債を使えばですね。しかし、著しい影響が生じる場合に経営判断だということで、この間、企業債の充当については50%から80%に引き上げて、補助金も活用できたので考えていないということでした。

それで、いわゆる減価償却費を超える元金償還が続く時期というのは、30年でしたか。30年度まで続きますね。だから、25年度入れると6年続くんですね。それで、だから、私は、まだ一、二年とか2年とか3年とか続くのなら、そんなことも言わないんですが、6年続くというふうになると、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思っています。それで、24年度末と25年度末で、正味運転資本はというふうに変化するのかというのは算出していますでしょうか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

正味運転資金に関することですが、23年度の決算をした時点で、議員御承知のとおり、22年度の正味運転資金の残高が、当時は10億3,000万円ほどございました。それが23年度の決算時点で、23年度は御存じのとおり東日本大震災の影響がございまして1億600万円ほどの赤字を出してございますので、これが7億8,100万円ほどまで減ってございました。

それで、今回提案してございます25年度の予算編成時点での予定でございますが、流動資産合計が約8億6,700万円、それから流動負債の合計が1億4,700万円位でございますので、差し引きしますと7億1,800万円前後の運転資金になるのかなという予定で予算を計上してございます。これについては、新田浄水場絡みのこともございまして、若干プラスになってございますが、一応今のところそういう状況でございます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

今の数値は、平成24年度末の数字ですよ。だから、平成22年は10億3,000万円あったと、平成22年度末ね。そして、平成23年度末は7億8,169万6,000円ですね。だから、かなり大幅に減った。これは震災もあったのでしょがないと。それから、24年度末は今説明があったように7億1,896万円ですよ。だから、平成23年末から平成24年末にかけては6,273万6,000円、正味運転資本は減るんですよ。どうですか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

その数値は25年度末はどうなりますか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

25年度末の数字ですと、これに7,800万円ほどプラスになりまして、7億1,896万円になるのかなと思っています。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

7億9,700万円じゃないの。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

済みません。7億9,700万円です。済みません。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

それで、その10億円あったやつが減って減って、24年度末には7億1,800万円までになったと。25年度については、7,854万1,000円ふえまして7億9,750万1,000円になりますね、正味運転資本がね。私は、この25年度に正味運転資本がふえるのは、先ほどちょっと説明があったんですが、新田の浄水場を処分したというのが大きくて、ふえるのは25年度だけ一時的ではないかと。26年度からずっと、いわゆる減価償却を上回る元金償還分がまた減っていくということになるというふうに思っているんですが、その辺についての御認識はいかがですか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

そういう傾向にあるかと思えますけれども、我々は、それらを見据えて25年度から、先ほど回答でも申し上げましたけれども、国のほうの国庫補助金を活用しまして、その辺の新たに資金を入れるということで、26年度以降について対応したいということで考えてございます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

たしか三千九百幾らでしたよね、4,000 万近い金額、補助金は。（「もっと行っていますね」の声あり）だって、予算上はそうだよ。（「25 年度はね」の声あり）では、ちょっと補助金の推移を教えてください。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

今回その 25 年度から新たに国のほうの補助事業を入れるわけですが、この考え方がございますが、実はなぜ今まで使っていなかったんだということもございませけれども、いろいろ要件がございまして多賀城市は使えなかったということもございました。これが、平成 22 年度にちょっと制度が変わってございまして、この事業は、1 つは、水道事業の高料金対策の一環も占めているわけですが、したがって、その要件の中に、例えば資本単価とか供給単価の採択条件がございまして、これの枠が緩和されまして 22 年度から多賀城市の水道も使えるということで、今の計画では 25 年度からやるわけですが、確かに 25 年度、26 年度は 2 カ年で、25 年度が約 4,000 万円、26 年度は 2,000 万円ですが、27 年度以降もこれは継続して活用していこうということで今計画を立てるわけですが、例えば 30 年までこれをずっとやった場合、資金的には 25 年から 30 年までは 6 年間でございませ、約 2 億 2,000 万円くらいの新たな資金が活用できるのかなということで計画はしてございませ。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

6 年で 2 億 2,000 万円だから年平均 4,000 万円までは行かないね。三千数百万円ですね。その減価償却を超える元金分というのは、大体 6,000 万円とか 7,000 万円という数字で推移しますよ。だから、確かに資本費平準化債を使わなかったら資金がなくなってしまっということにはならないと、私も思っていますよ、それはね。だって、使わなくなっって、せいぜい年に 6,000 万円とか減っていく。あるいは補助金をちょっと使うので、もっと少なくなるかもしれないけれどもね。ただ、私は、損益収支については、東日本大震災もあって 30 年ころまでずっと収支とんとんで行くんじゃないかと。赤字にはもうならないかもしれないんだけど、せいぜい何千万円ぐらいの利益が出たとしてもそのぐらいの推移ですって行くんじゃないかと。収支とんとんで行くんじゃないかと思っているんですけどもね。そこはいかがですか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

確かに、東日本大震災、間もなく 2 年目を迎えるわけですが、この前の補正でも御報告申し上げましたけれども、市内徐々には回復基調にはございます。ただ、やはり震災前の数字にはなかなか難しいのかなと見通しは持っています。

そんな中で、先ほど議員のほうから 6 年間で使える平準化債のあれでございますが、試算しているわけですが、平成 25 年から 30 年まで使えるわけですが、その総額が、今のところ発行可能額でございますが、6 年間で約 4 億 6,000 万円ぐらいだと捉えています。これを例えばその 30 年で償還した場合でございますが、30 年までのこの平準化債の元金の償還額でございますが、約 3,600 万円ぐらいなのかなと。それから、当然これは利息がかかりますので、それらを含めると、6 年間で 4 億 6,000 万円発行しまして、これの返済が元金と利息を含めると 6,600 万円ぐらい。ですから、合計しますと、4 億 5,900 万円から 6,600 万円を差し引きますと 3 億 9,000 万円ぐらいですね。逆に、先ほど説明しましたその国のほうの国庫補助事業を活用した場合でございますが、6 年間で今のところ 2 億 2,000 万円ぐらい見えています。そうしますと、差し引き 1 億 6,000 万円ぐらいの当然差は出ますけれども、そういう数字は捉えています。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

そういうことを言っちゃうとね、平準化債ってやっぱり理解していないんだというふうに、そう思うんだ。これは、いいですか、水道の皆さんが前に出した資料ですよ。元金償還のピークは、平成 28 年で 3 億 7,000 万円ぐらいになりますかね。そして、それがピークなんです。さっきも言ったけれども、山があれば谷もあるんですよ。元金償還は、平成 42 年ごろになると 2 億円を切るわけね。それで、減価償却費とその元金返済額の差が七、八千万円ぐらいになるんですよ。元金償還がないからといって減価償却費を計上しないことはできないんですよ。減価償却費は必ず計上しなきゃいけないんですよ。すると今度は、逆に収支ととんでもお金はどんどん残るようになってっちゃうんですよ、その時期になるとね。そういう時期のことが、あと 10 年以上とか先に来るのにですよ、今資本費平準化債を使うと、その何十年の間の金利負担が何ぼになるかというね、こんなばかな話はないでしょう。だから、結局、皆さん方は資本費平準化債の意義についてどうも理解していないかと、そういうことを持ち出すということは、私はそう思います。

それで、補助金を使うことにしたというのは、これは評価しますよ。私らもそこまではわからなかった。本当は使えるときになったらすぐに使って欲しかったんだけど、ちょっと時期はずれたけれども、使うことにしたということについては、それは評価します。それで、間もなく時間になるのでこれでやめますが、その収支がととんでもあっても、企業債の残高は減らして、なおかつ手持ち資金は減らさないと、これができるんですよ。私は、これは経営の妙じゃないかと思うんですがね。経営の芸術と言ったらいいか。ちょっと言い過ぎかも

しれないな。少なくとも経営の妙ですよ。だから、私はそういう感覚も持ってぜひ対応してほしいなということを最後に申し上げまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（板橋恵一）

答弁は必要ないですね。

○8番（藤原益栄議員）

はい、いいです。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。再開は11時00分といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

9番佐藤恵子議員の登壇を許します。佐藤議員。

（9番 佐藤恵子議員登壇）

○9番（佐藤恵子議員）

まず最初に、医療費一部負担金・介護保険料利用料の減免の延長について伺います。

あれから2度目の3月11日が近づいております。昨夜も夜中にゴーンという音とともに地震がありました。あれから今まで、多くの市民の皆さんはそのたびにあの日を思い出しているのではないのでしょうか。被災された多くの皆さんに思いを寄せながら質問をさせていただきますと思います。

今、東日本大震災の被災地では、多くの被災者が今なお生活再建の見通しが立たない状況にあります。被災を受けた多くの方々には収入が減り、将来への不安を抱え、長引く避難生活で疲労も蓄積し、体調不良や持病が悪化する方も多く、介護が必要となる要介護認定者も増加しております。一般社団法人パーソナルサポートセンターの調査によれば、県内の仮設住宅入居世帯は、被災前より大幅に所得が減少した上に失業率も高く、厳しい暮らしを強いられており、被災後の所得が生活保護水準に近い150万円未満の世帯の割合は、プレハブ仮設で38.4%、みなし仮設が27.8%を占めています。また、宮城県民医連の介護福祉事業者が行った調査では、これには多賀城市内の被災者も含まれていますが、収入が月10万円未満の世帯が6割を超えています。調査の中では、「糖尿病なので何とか受診を続けたい。減免がなくなったら経済的に大変。息子も被災しているので自分の生活でいっぱい、支援してくれとは言えない」あるいは、「デイケアを利用しているが、減免がなくなったら週2回に減らすしかない」などなど、悲痛な声が出されております。こうした中で、被災者の命と健康を守る上で、医療費の一部負担や介護保険利用料の免除措置の継続は当然だと考えます。

これに対して政府は、免除に必要な費用を全額国が負担する措置を昨年 9 月末で打ち切りました。そのため、宮城県の被災自治体は、10 月から災害減免の仕組みを活用して、自治体の責任で 3 月まで行うことになっています。しかし、この方法では被災自治体の負担がますます重くなり、特に被災の大きかった市町村ほど費用が増大し、減免したくてもできない、こういう事態も発生しかねません。昨年の総選挙で政権が変わりましたが、先日の衆議院予算委員会での質疑の中で、厚労大臣は、国の全額負担を打ち切った前政権の措置を変えることはしないという答弁をいたしました。今回政府は、復興予算を 19 兆円と言われていたものを、被災地が予算を心配しなくても復興が十分に成るようにということで 25 兆円に枠を拡大いたしました。宮城県では、今、国保と後期高齢者を合わせて、これに介護保険料の減免負担額が加わりますが、岩手、福島両県分を合わせても数百億円程度で、25 兆円復興予算の中で十分確保できると思います。大震災では、既に多数の震災関連死が引き起こされています。大震災を生き延びた被災者の方々の命を、これ以上政治が脅かすようなことはあってはならないと考えます。被災して苦しんでいる自治体に負担を押しつける国のやり方を正し、来年度全額国が負担を行うよう、強く働きかけていただきたいと思います。同時に、政府は今、来年度も国が 8 割負担を行う災害減免を継続する方針を出していますが、現時点でこの制度を生かして、被災者のために医療費一部負担と介護保険利用料の減免を、県と協力して続けていくことが必要だと思いますが、市長の答弁を求めます。次に、被災事業者の自立支援の強化をお尋ねいたします。

大震災、大津波で多賀城市内の中小事業者は大きな被害を受けました。多賀城・七ヶ浜商工会の調査では、七ヶ浜町の方も入りますけれども、1,300 の加入事業者で何らかの被災を受けた事業は 7 割に上っています。商工会へ未加入の事業者も多くありますから、被災した事業者はさらに大きな数に上ることは明らかでございます。

先日、平成 24 年度経済センサスの速報事業者数、従業員数の推移が公表されましたが、震災前の平成 21 年と震災後の平成 24 年との比較では、多賀城市で事業所数で 461 の減、割合では 18.4%になっております。従業員数は 15%減、3,287 人の減でございます。仙台圏の中の被災自治体では、それぞれ一番高い減少率となっております。それだけに、被災事業者の再建のための支援策をもっともっと強めていかなければならないと考えます。

今回の大震災で被災商工業者の再建支援のために直接補助する制度は、中小企業等へのグループ補助事業や県の中小事業者再建支援金制度がありますが、大変歓迎され、多賀城市でも多くの企業が活用し、再建に向けて大きな力になっています。さらにこれらの支援策の拡充が求められておりますが、私がどうしても必要と思うのは、対象にならない小規模零細事業者への支援でございます。

店舗が 2 メーター近く水没したある飲食店の方は、被災してお店を再開するまでに 5 カ月かかった。その間、収入がないのに家賃を負担せざるを得ず、再開するための設備や備品購入にもお金がかかった。今たまたま税金の申告の時期ですけれども、その計算をしていながら税金を真面目に払っていること等を考えれば、何の支援もないということに非常に矛盾

を感じる、あるいは怒っている、こういうお話でございました。こうした小規模零細の事業者の多くは小売業でございます。商業統計調査では、多賀城市の小売業は 454 事業所、4,425 人の人が働いております。飲食料品小売業だけでも 155 事業所、従業員者数は 2,157 人、年間の商品販売額は 238 億円にもなっております。まさに多賀城市の地域のなりわいと暮らしになくてはならない役割を果たしていると思います。

また、グループ補助や県の再建支援金を受けた事業者もいますが、今紹介したように、何の支援も受けていない方々が私の周りにもたくさんおられます。石巻では、こうした小規模事業者に独自の支援策を行っています。陸前高田市でも、支援の寄附金などを活用した基金をつくり、被災した中小業者の再建への助成に乗り出しています。多賀城市でも独自の支援策をつくる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、県の地域商業等再開支援金についても、工事費 200 万円以下の業者に適応してほしいという声が出されております。必要な改善を行うように県に働きかけていただきたいと思います。

以上、市長の答弁を求めて、1 回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の医療費・介護保険利用料減免措置の継続についてでございますが、国から全額の財政支援がなければ実施は難しいものと考えております。そのため、宮城県市長会、宮城県町村会の連名で、緊急要望書を国に対して提出することとしております。また、宮城県市長会単独で、国保、後期、介護の 3 制度に対する財政支援を求める要望を行ったところであります。震災による被災者の生活がまだまだ再建途上にあることは十分承知しておりますので、今後も国に対して強く要望をしまいたします。

また、後段の国の負担が 8 割であっても減免を続けられたいとの御質問でございますが、昨年の 10 月から本年 3 月末までは、宮城県全体で統一的な方針のもと免除措置を延長してきたところでございますが、4 月以降の減免継続につきましては、県全体での統一方針を図ることが難しいことから実施できないことを御理解願いたいと思います。

2 点目の被災業者の自立支援強化についての御質問にお答えいたします。

まず、小規模企業者への市独自の支援制度についてでございますが、平成 23 年 11 月から被災事業者のいち早い救済のため、施設や設備の復旧費に対する本市独自の補助制度を実施しております。制度の内容は、他市町村の支援制度の対象は被災程度が半壊以上であり、業種も制限されておりますが、本市では、国及び県等の他の支援制度に該当しない一部損壊以下の事業者も対象とし、多くの業種の事業者を救済できるよう幅広い業種が対象となる支援制度としております。なお、資材高騰などによって修理を見合わせている事業者も想定

されますことから、平成 25 年度も継続し、小規模企業者の支援に努めてまいります。

また、本市は、被災商工業者の再建支援として中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用し、一部損壊や被害額が少なく他の補助制度の対象とならない事業者も救済すべく、多賀城・七ヶ浜商工会と連携し、小規模事業者もグループの構成員として参画できるよう制度の周知と支援に努めているところでございます。

次に、県の地域商業等事業再開支援補助金についてでございますが、当該補助につきましては、御指摘のとおり補助対象経費が 200 万円以上とされておりますことから、200 万円未満の事業者も対象となるよう、宮城県に働きかけてまいります。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

1 問目なんですが、報道等を見ると、なかなか県の態度もできないというところがかたくなで、もしやるのであれば自治体独自でやるしかないというような方向なんかに見受けられるんですけども、市長として果たしてさっきのような答えでいいのかという思いで、私は今回質問をさせていただいたんです。やっぱりさっき、ほんの一部を被災して、今被災後に病気をされた方、あるいはずっと持っていられる方も含めて、この全く全額自己負担なしというのは大変本当に助かっていると、それが来年度から自己負担が発生するとすると、さまざまな面で自分の健康を守りにくくなるという点では、アンケートにも出ていますし住民の思いもみんなそういうところにあるかと思うんです。本当に自治体の長としてそれでいいのかということが、私はそういう思いで聞いたんですね。県が無理だとしても、それはその国が全体で見ることとはうんと大事なことです。ぜひ大きな声を出して行って、議会も一緒になって頑張っていきたいというふうに思うんですけども、民主党政権が自民党・公明党の政権とかわったということは、そういう部分も含めて国民みんなの選んだところであるかというふうに思うんですが、そういうところも含めて国には頑張るように、市長も自民党の方ですから頑張るように頑張っていたいただきたいというふうに思うんですけども、それができなかったときに、自治体、住民の長として、その今までの負担をもとに戻しちゃっていいのかというところで、改めてお聞きをしたいと思います。

それは、予算はたくさんかかるということは試算していただいていますから、お金がかかる問題はわかります。しかし、それは、そのいろんな場面で捻出をしていくということが、工夫をするということも大事なことだというふうに思うんですが、それも含めて改めてお答えをお願いしたいと思います。

それから、被災業者の 2 問目です。

本当にね、自営に対する支援があるというのはわかっています。しかし、それは一定の基準から上でないとい支援されないというのが、本当に超零細企業者の人たちの怒りや悩みや苦しみだったりするんですね。何回も私は御紹介していますけれども、3 月 11 日の年は暑かったです。その暑い中を泥出しをしながら店を洗いながら、カウンター式の食事屋さんなん

かは椅子を何回も何回も水かけて洗っては干して、洗っては干して、夫婦でやっているんです、暑い中を。そういうところに何の支援もなかったんです。今でもありません。それは、水準以下、お金をかけられないから自分たちでみんなやった結果そういうことになっているわけで、そういう人たちに対して幾ばくかの支援がいただきたいということが、私の思いであります。

また、もう一つお話を紹介しますと、ある自営業者の方ですけれども、この方はおうちが津波に逢わないところであって、お店だけが津波被災地にありました。そこは洋服屋さんなんですけれども、そこを通る方が、このごろになって4人ぐらい、全くそこの洋服屋さんのお店を利用するような方ではない方が入ってきて、「あの、よかったね、奥さん、再開して」と、それで、「いつもここを散歩コースで楽しみにしていたんです」と、「私には縁がないけれども、きれいな色がいろいろあって楽しみにしていたんです。再開しないのかなと思っていたら、再開してもらってどうもありがとう」と、そういうふうな方に、4人の人が店に入ってこられて、そういうふうに言われたと言うんですね。やっぱり店づくりとかまちづくりというのは、そういう意味では、本当に市民にとってただ買うだけではなくて、潤いでもあり、励みのもとでもあるんだなというふうにその方もおっしゃっていました。私も、その話を聞きながらそういうふうに思いました。

しかし、その人は、本当に膨大な高額な商品を流されたんですけれども、何の支援の対象にもならなかったということですよ。もちろんグループ補助なんかという枠の中にはなかなかくられないということでもありますしね、これから第7次、8次と来るんでしょうけれども、そういう意味では、本当に一番手取り早く市が支援できるという制度がそういうところにあるのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の関係でございますけれども、これは全額国がやっていただいたということは、当然継続していただければいいわけでございます。それは私も同じでございますけれども、今お金もかかると言ったんですけれども、例えば国民健康保険の関係ですと一般で7,940万円ほど、それから退職で4,750万円ほどですね。介護保険で1,465万円ほど、後期高齢だと3,393万円、合計で、そのまま実行いたしますと1億7,549万円という試算がございます。これだけのお金を多賀城市で負担しなくちゃいけないということになりますと、これは本当に大変なことだと。そのことはわかっているけれどもというふうな佐藤議員のお話がありましたとおりでございまして、やっぱりこれは国で何とかやっていただきたいというのはやまやまですけれども、国のほうもなかなかそこまで回らないというのが現実のかなというふうに思います。19兆円から25兆円まで復興のために6兆円ふやしたということでございますから、その辺の中にもうちょっと入れていただければ本当はいいのかなというふうに思う次第でございます。

2 番目の関係でございますけれども、これですね、先ほど私は答弁で申し上げましたように、全く小規模の企業者、これは小規模の企業者というのは、私もわからなかったんですけども、小規模企業者というのは零細何とかと書きましたけれども、これは法律で小規模企業者という、要するに、従業員の数が 20 人以下の事業者の正式名称は小規模企業者というんだそうですね。おわかりですか。（「いえ、はい。大した問題ではないと思います」の声あり）商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については 5 人という、そういう規定があります。それが正式の名称だそうですからそういう言わせていただきたいと思います。

そういう方々に対してうちのほうでやっているのは、ほかのところにはいろんな大規模とか半壊以上とかとあるんですけども、うちのほうでやっているのは全くその辺の規定はない。東日本大震災により施設または設備が被害を受けた事業者のうち、次の全てに該当する事業者ということで、額は少ないんですけども上限が 10 万円で下限が 5 万円、10 分の 1 以内ということを知っていらっしたんですかね。その件に関してうちのほうの実績として、23 年 11 月からの累計ということで 2,030 万円、211 件の該当事例がございます。それを御存じだったですかね。そういうこともやっているんだということ、ぜひ御理解いただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

二百十何件の人たちが利用を既にしていたということでは、では、私がいろんなところでこう知識として今まで心配していたことは、そういう人たちは全然その情報を知らなかったということになりますよね。全く知らないでいたということになりますから、ぜひ知らない人がいないように、そうしたら、していただきたいんですよ。そういう、例えば震災前にお店があったとして、それで震災後に何とかして半年後ぐらいに頑張って再開しているところのお店屋さんが、私が把握しているだけでも五、六件ありますよ。その人たちが「さっぱり何の恩恵もないんだ」ということで私はずっと言い続けてきていたわけで、そういう人たちを放置しているということが、申請主義だということが、私はそれだったらまずいんだというふうに思うんです。やっぱり 1 件 1 件訪ねて行って、「どうも御苦労様でした」ということで、きちんと手当てをしていくということが大事なことではないのかというふうに思うんですが、もうちょっと私もその辺が調査不足で、「知らなかったのすか」と言われれば、そういう人が既にいたということでは、本当に受けていたんだろうかと後で聞きに行きますけれども、どういうお店が対象だったのかね。そういう意味では、そういう手段があるということすら知らないという人たちがいると、二百何件どころの話ではないと思いますよ。ですから、それはぜひ調べていただいて漏れのないように気持ちを差し上げるということができるようになっていただきたいと思いますけれども、御返事をお願いをいたします。それから、国保の件なんです、なかなか大変なのはよくわかります。

県知事の姿勢もかたくなだということもわかりますけれども、知事と被災自治体の市長とぜひ頑張ってください、25年度も引き続き自己負担がないような仕組みをつくっていただかないと、本当に皆さん病院に行く回数を減らしたり、薬の回数を減らしたり、デイサービスの利用を減らしたりしながら、結局はその方たちの負担になっていくということでは復興なんていうことはとても及びもつかないというふうに思いますけれども、改めてお答えをお願いして終わります。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1 問目の、先ほどお答えしましたように、結局 2 割の負担となると 1 億 7,500 万円ほど、その方々が払わなくちゃいけないということになるわけでございます、重々わかります。ですから、今佐藤議員がおっしゃったように、知事ともいろいろ相談しながら頑張ってもらいたいというふうに思います。

2 つ目の被災業者の自立支援の関係でございますけれども、市民経済部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただまの佐藤議員の本市の被災事業者支援事業補助金に対するその周知が足りないのではないかというような御指摘でございますけれども、これについては、市長がお答え申し上げたとおり、一昨年、震災の年の平成 23 年 11 月から制度開始をいたしております。これまで市の広報紙であるとか、あるいは市のホームページ、あるいは震災の支援等の広報のチラシ等で周知を図ってきたというような認識でおります。なお、本件につきましては、多賀城・七ヶ浜商工会に加入している会員事業者の皆様には、商工会を通して周知されてもおります。隣の七ヶ浜町も本市と全く同様の補助制度設計となっております。その件について、今後とも私どものほうとしては、制度をまだ把握していない周知されていない事業所さんがありましたら、こちらのほうでもっともっと PR に周知に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員の登壇を許します。雨森議員。

（14 番 雨森修一議員登壇）

○14 番（雨森修一議員）

私の質問は 2 点でございます。通告どおりに伺うものであります。

緊急連絡所（子ども 110 番の家）のステッカーについてであります、平成 11 年より、多賀城市内中学校区地域ぐるみ生徒指導委員会での事業の一環でございますが、その中で、誘拐や痴漢などの犯罪から子供たちを守ることを目的とした「子ども 110 番の家」のステ

ッカーが、市内通学路周辺の民家や商店等、254カ所に張られています。緊急時において避難場所として現在張られている場所が適切であるかどうか、また、ステッカーの形式について検討の必要性を感じると考えたわけでございますけれども、お考えをお聞きしたいと思えます。

学童家庭より相談を聞きながら市内の一部を歩いてみると、今まで気づかなかった多種のステッカーが張られているのにびっくりいたしました。例を挙げてみますと、「子ども110番の家」というステッカーもございます。このステッカーはどこから出ているか、宮城県たばこ販売協会のステッカーでございます。また、「子ども・女性110番」というステッカーもございます。これは、宮城県警本部、宮城県教育委員会からのステッカーであり、さまざまなお店にあります。その多様な種類の中に、年月が経過し、色もやけて、文字もかすれて見えにくいステッカーが張られています。これは多賀城市だけでなく、他の町でもみかけられるようでありました。一例を挙げてみると、1月5日の新聞記事によりますと、「子ども110番の家」表示板150枚更新。これは大河原署が、昨年12月26日、「子ども110番の家」の表示板150枚を柴田町教育委員会に贈った。軒先に掲げる「110番の家」の表示板は、長い年月が過ぎ、文字がかすれて見えなくなっているために、大河原署が再交付をすることにしました。また、同署長は、「子供たちの安心・安全、道しるべとして活用してほしい」と語り、また、同町教育長は、「不審者による声かけ、つきまとい事案が常態化する中、安心できる環境づくりに努めたい」と語っていたという記事が記載されておりました。

昨日、ステッカーを張っていただいている理髪店のお店に訪問いたしました。意見を伺っていただきました。やはりステッカーはもう真っ白になっておりました。ここに写真を撮りまして、数カ所私は歩いておりました、後でちょっと見ていただきますが、「果たしてこの今現在色あせたステッカーが、緊急時においてどの程度子供たちが認識しているか疑問がある」、そのようなそこの店の経営者の話でありました。ステッカーを張る場所を一部見直していただきたい。これが今回の第1問の質問でございます。

参考までにござんいただきますが、二百四十何カ所ですかで、わずか10カ所ぐらい歩いたんですけれども、その中にとにかく、まず教育長ですね、ござんいただきたいですがね。こういうステッカーが1カ所張ってあるんです。「子ども110番の家」、これは教育委員会ですね。それから、「女性110番」、これは床屋さんには張ってあるんですね。これは宮城県警本部からです、「女性・子ども110番」。それと、たばこ屋さんのもございます。もともとこの緊急連絡所110番の地色は黄色であったそうでありました。縁が、緊急のところは赤い字で緊急とあったそうです。ところが、もう赤も黒も白もないんですよ。こういう状況であるということでございまして、果たしてこの緊急110番の役割を果たしているのかどうか、こういうことをお尋ねし、今後検討していただきたいということを申し上げる次第であります。

第2点におきまして、お見舞券の配布についてであります。

平成23年3月11日、東北地方の東方沖を震源として発生したマグニチュード9、東日

本大震災では、本市においても多大な被害が発生いたしました。その中で一部損壊以下の所帯に対して、市内で利用できるお見舞商品券を配布することについて、再度、市長に伺うものであります。

昨年、第 2 回の定例議会の中の一般質問で、同様の事柄を市長にお尋ねしたわけでありませう。市長の前の回答としては、「実施は困難である」ということでありました。私は市民の人たちに市長の考えを説明したのでありますが、なかなか理解を得られないのが現状でございます。多賀城市の復興は、6 万市民が一体となっていくことが真の復興へのつち音、きねですね、つち音と考えるんです。片手落ちの政策ではないかと声も聞かれ、全体に対してお見舞券の配布を切にお願いするものでありますが、市長の考えを再度お尋ねいたします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の「子ども 110 番」のステッカーにつきましては、後ほど教育長からお答え申し上げます。

私から、2 問目のお見舞券配布についてを答弁させていただきますが、この問題に関しましては、平成 24 年 6 月定例会においても議員から同様の質問がされておりますが、東日本大震災によって、本市においても半壊以上の世帯が 5,500 世帯という甚大な被害がございました。被災された方々に対しましては、各種支援制度を最大限に活用いただき、一人一人が 1 日も早く生活再建できるよう対応しているところでございます。

市独自の支援策としても、一部損壊住宅補修工事業補助金制度、被災事業者再建支援事業及び被災者住宅再建補助事業を実施しております。御質問の一部損壊以下で何らかの支援を受けていない方々へのお見舞商品券の支給につきましては、心情的には大変理解ができるところでございますけれども、復旧・復興の現状を踏まえたときに、限られた資源を有効活用する意味において、商品券の支給よりも優先すべき事業が多いため実施が困難であるということ、ぜひ御理解願いたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

「子ども 110 番」のステッカーにつきましては、私のほうから御回答を申し上げます。

「子ども 110 番の家」は、多賀城市内の父母教師会で組織する多賀城市内中学校区地域ぐみ生徒指導委員会の活動事業の 1 つといたしまして、平成 11 年度から行っております。

子供たちの通学時や放課後の安全確保につきましては、教育委員会といたしましても重要課題の 1 つであると認識いたしておりますことから、こうして市民の皆様の主体的な改善活動に努めていただいているというふうなことににつきましては、大変ありがたく思っているところであります。

御質問の「110 番の家」の選定や、そのステッカーについての内容に関する御意見につきましては、団体の自主性を阻害しないように留意しながら、当該委員会の事務局に伝え、活動に活かしていただくようにしてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

ありがとうございました。

では、最初は市長の御回答でございますけれども、これは去年も質問させていただきまして、回答もいただいております。しかし、いろいろとその市民の方々とのお話の中に、もう少し再度市長にその考えを、2 年あるいはまた震災後 3 年を迎えるに当たり考えが多少変わっているか、あるいはまた我々の市民のために、多賀城の所帯数も 2 万 4,000 ですか近うございます。もちろん災害を受けられた方々は大変でございます、復興というのは、これはもう国も県も各自治体も真剣に取り組んでいるわけでございますけれども、しかし、そこに至らなかった方々も、この千年に一度の大震災を受けて皆協力しながら手を携えてきた今日であります。これはくどく申し上げませんが、お隣の塩竈市におきましても約 1 億 9,000 万円、1 戸当たり 1 万円の商品券を発行いたしました。去年の 6 月で精算いたしたそうでございますけれども、非常に評判がよろございます。私たちの耳には入ってきております。隣がしたから多賀城の市長がやれとは申しませんが、これは市長の心の中の問題であります。市長のお心です。気仙沼でもやっているわけですよ、そのように話しておりました。そのように話しておりました。政策でございます。ですから、確かに市長のおっしゃることはよくわかるんですが、それを乗り越えて今後お考えいただければと思う次第であります。この質問はもう長々とすることもないんでございまして、きょうの回答は、また皆さんにお話ししながら、多賀城独自の政策もどんどんやっていただいているわけでございますので、それを大いに私も認めさせていただいておりますので、ひとつ今後ともよろしくお願い申し上げます。この質問はこれで結構でございます。

それから、教育長が申されておりました。非常に簡単で妙で何だかよく理解できないところがございましてね、私だけなのかなというふうに思いますが、これは多賀城の教育委員会が直接窓口であってないようなものであって、何か要するに預けているようなこの回答でございますけれども、実際問題は、一般の市民の方々は全てやっぱり多賀城市、市で行っているんだということで物事を解決する。それが正しいか正しくないか、これはわかりませんがね。いやいや、これは中学校の地域ぐるみであるとかというようなことが下にもちょっと書

いてありますけれどもね。だけれども、これはなかなか理解しにくいです。ただ、何を目的としているか。これをよく理解していただきたい。それで、「よく検討する」とおっしゃるけれども、これは張っていただいている、協力いただいているお店の方が、「これではおかしいよ」と、黄色いものが真っ白になっちゃっているんです、これ。やはり教育長ね、もう少し真剣に取り組まないとだめだと思うんですよ。子供たちがそういう避難できる家であるんだと、「110番の家」だということを知りやすくてね。これは、その目的だと思うんですよ。もう白くなってほかの看板のほうが目立っちゃっています。床屋さんの看板なんかでもなかなか漫画を描いて、どうも非常にユニークな看板でございます。そういったものがいろいろとありますね。「子ども・お年寄りの避難場所」、これは柔道関係とかの接骨院さんがね。

○議長（板橋恵一）

雨森議員、焦点を絞って質問してください。

○14番（雨森修一議員）

はい、わかりました。では、もとに戻します。

ということで、いずれにいたしましても関連ございますので申し上げますけれども、こういふことで、もう少し関係機関と御相談いただいて、そして、やはり子供たちが安心して通学、下校をできる。そしてまた、この間、塩釜署にもお邪魔しました。そして、多賀城で講演なさった警察官とお話ししましたら、非常に多賀城でも関心度が高いと、そういう50名ぐらいの方々が集まって、そしていろいろとそのお話も聞いていただき、あるいは質問もいただいたということですね。警察のほうでも非常に重要視しております。再度、教育長のお考えをお願いします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

このステッカーですがね、いろいろなたばことか、その県警のやつとか、平成11年度ですから、これはもう多賀城市のこのステッカーについてはかなり歴史が。ですから、それなり大きな効果があったというふうなことでありますが、ここの議員の中にも何人かこの設立に携わって今に至っているというふうなこと、緊急事態というふうなこともあります、一部御紹介を申し上げます。

多賀城中学校だけちょっと調査いたしました、件数が、90件のうち71件が店・事業所、出だしは家庭のほうが多かったんですが、事業所などについてはやはり地域のために役立ちたいというふうなその御希望があってふえております。それから、当然、緊急事態というふうなこともあって助かったというふうなこともですね。例えば、女子高生が飛び込んできた、20歳過ぎのOLが飛び込んできたということもあります。でも、このステッカーが張ってあるというふうなことで、転んですり傷を負って、「おばちゃん直して」と、「薬つけて」というふうな、あとは「水を飲ませて」というふうなことをいろいろですね。このステッカ

ーを張っているために細々とした子供たちの日常のことがいっぱいあって、抑止力というふうなこともあります。子供たちとの非常に交流が深まっているというふうなことでありますので、大変、PTA は教育委員会の育成団体の一つというふうなことでありますが、そういうふうな方々が主体的、自主的に行っているというふうなことを、側面から教育委員会が支援をしているというふうなことになります。

なお、時間がたつと薄くなることについては、中にはこのステッカーがありますが、これでちょっと小さいので大きくしたほうが良いというふうな希望もあります。それで、この委員会ではこういうふうな大きいのをつくって、それから、当初は張りつけるというふうな方法でなかったんですが、何人かの議員はわかっていますが、後ろにのりをつけて、薄くなったときは重ねていくというふうなことにもしておりますので、見えにくいというふうなことがあれば、この辺についてはやはり新しいものに更新していくというふうなことも大事だろうというふうに思います。いずれにいたしましても、地域で子供たちの小さいなことにも手をかけていくというふうな取り組みでございますので、どうぞ今後とも御支援を賜りたいというふうに思います。以上であります。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

ありがとうございました。

できれば、最初からそのステッカーを見せていただければ一番わかりやすかったです。2 番となったら出てきたものですから、なるほどなど。ありがとうございます。非常に見やすいですね。

それで、「緊急」というところを、できれば緊急は赤であるということで、何かその中で工夫していただければ、なおさら有効に活用できるのではないかと思います。どうぞひとつよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

1 番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の質問は 2 問です。

最初の質問は、ソニー仙台テクノロジーセンターのリストラ、縮小問題についてです。

今、大手電機会社を中心に、国内外で 13 万人のリストラが行われております。大企業各社は、業績悪化を理由に、国内の産業と経済を縮小させ雇用を悪化させております。ソニーグループも、経営危機を理由に、昨年 4 月、グループ全体で 1 万人の人員削減を発表いたしました。本市にあるソニー仙台テクノロジーセンターも例外ではなく、震災を機に従業員の大幅なリストラ、事業縮小が進められております。震災直後の 2011 年 4 月には、非正規社員 150 人全員の雇いどめが行われました。しかし、世論の厳しい批判を浴び、期間社員の雇いどめは事実上撤回をいたしました。しかし、昨年 10 月から、今度は正社員を対象に早期退職の面談を繰り返し行っております。その一方、ハワード・ストリンガー取締役会議長は 4 億 6,650 万円、平井一夫社長兼 CEO は 1 億 5,460 万円の高額な報酬を維持し、ソニーグループの内部留保資金、つまり利益剰余金や資本剰余金などのため込み利益は、2012 年 6 月の有価証券報告書によれば 2 兆 6,251 億円に上っております。この内部留保資金のわずか 1% で 8,750 人の雇用を維持することができます。リストラは回避をすることができます。このように、ソニーには雇用を維持する体力は十分あると言えます。世界的な大企業として、地域の雇用、地域経済に責任を果たすのが当然ではないでしょうか。

ソニー仙台テクノロジーセンターは、震災前には約 2,000 名の労働者が働いておりました。現在では 800 名から 900 名と半減をしております。現在、事業移転による遊休施設をみやぎ復興パークとして貸与しておりますが、復興パークの陰で全面撤退といううわさもさやかれております。

ソニー仙台工場が多賀城市にとっていかに特別な存在であるかは、皆さん御承知のことと思います。1946 年創業のソニーが多賀城に工場を建設したのは 1954 年、東京通信工業の時代でした。ソニーがここ多賀城に工場をつくったのは、当時、宮城県が仙塩工業地帯に積極的に工場誘致を行っていたこと、磁気テープの材料研究で密接な関係を持っていた東北大学が近かったことなどが挙げられております。そして、宮城県工場誘致条例の第 1 号の適用を受け、本市に 1 万 7,000 平方メートルの用地と旧海軍工しょう跡の医務室を 5 年間の無償貸与ということで借り受けることが決まり、改修工事を開始したのであったと、ソニー創立 50 周年記念誌「源流」に書かれております。まさに工業立県宮城の象徴的な存在であります。また、平成 21 年経済センサス基礎調査によれば、市内製造業従業員数は 3,076 名ですが、その過半数をソニーの従業員が占めていることとなります。このソニー仙台テクノロジーセンターが撤退をすることになれば、地域経済に与える影響ははかり知れません。世界的な大企業としての地域の雇用、地域経済に責任を果たすことは当然ではないでしょうか。市としても、リストラ、事業縮小を行わないように申し入れを行うことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

2 番目の質問は、地域の元気臨時交付金の活用についてです。

2 月 14 日の衆議院予算委員会で、自民、公明、維新の賛成多数で可決された 24 年度補正予算案は、歳出追加総額 12 兆 2,677 億円にも及び巨額なものであり、公共事業関係費は 2 兆 4,000 億円追加され、当初の 1.5 倍となっております。日本共産党は、この補正予算

案は景気回復・復興に逆行するものだと反対をし、笠井亮議員が討論で次のように述べております。「国民が求めるものは、所得をふやし、安定した雇用で人間らしい暮らしを保障することなどだが、補正予算はそうになっていない。緊急経済対策のためと言うが、旧来の大企業支援策と国債増発による公共事業の復活である。大企業の身勝手なリストラ、賃下げをやめさせ、内部留保を還元させることで、国民の所得をふやし、経済の好循環の突破口を開くことこそ必要だ。復興対策では、住宅再建支援金の500万円の増額や国の全額負担による医療・介護の減免など、被災者が痛切に求める内容が盛り込まれていないこと、基礎年金国庫負担の財源2.5兆円は結局消費税で賄われることになり、景気を冷え込ませる消費税増税は中止すべきだ」と、このように求めました。

また同時に、復興対策で、集団移転の対象にならないものについて、被災自治体が住宅再建を支援できる制度を盛り込んだことは、切実な要求を反映したものとして評価をしております。また、この補正で、地域の元気臨時交付金、地域経済活性化雇用創出臨時交付金が設けられました。これも、地方自治体を公共事業拡大に誘導するという問題を持ってはおりませんが、うまく活用すれば住民の要望に応える事業を行うことができる制度であると考えます。

さて、地域の元気臨時交付金とは以下のようなものであります。

今回の補正予算に計上された総額3兆円の追加的公共事業を実施する場合には、地方負担分が生じます。この地方負担を軽減するため、今回限りの特別措置で、地域の元気臨時交付金が設けられました。交付金総額は、今回の補正予算に計上された公共事業の地方負担総額の8割に相当する1兆3,980億円、約1兆4,000億円の規模となっております。交付金額の算定は、国庫補助率法定事業、直轄事業、補助率法定なし事業の3つの事業の地方負担分の合計の8割となり、補正で補助または直轄事業が追加された自治体に交付されません。交付金は、国庫補助率が法定されていない補助事業や地方単独事業に充てられ、それで消化し切れない場合は、来年度以降に執行する事業のための基金に充当することができます。25年度は復旧3年目、最小限の人員で復興・復旧事業に日夜精いっぱい取り組んでおられることは重々承知をしておりますが、この現状で事業計画をつくるということは大変だとは思いますが、使える財源は可能な限り使い、住民の要望に応えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

ソニー仙台テクノロジーセンターが東日本大震災において被災した後、平成23年6月7日に、震災前の水準で現地復興をされるよう、前議長とともにソニー株式会社の東京本社を

訪問しお願いしてまいりました。以後、機会のあるごとに、工場地帯の復興への牽引役を担っていただけるようお願いもしております。今回のリストラ問題につきましては、本来、労使間で解決すべき問題でありますので、柳原議員が先ほど語る申し述べられたように、ソニーでの利益が、あるいは財産がどのくらいあるかというふうなことにも言及されたわけでございますけれども、でも、本市がそこに積極的に介入することはできないと、私自身は考えております。

なお、本市にとってなくてはならない存在であるソニー仙台テクノロジーセンターは、復興に取り組む地元企業の旗頭として、本市の発展や雇用の確保につきましては、今後も御尽力をいただきたいと考えており、そのための支援や協力は今後とも引き続き行ってまいります。

次に、地域の元気臨時交付金の活用についてでございますが、当該交付金については、私も注目をしている制度でございます。施政方針においても、調査・研究に意を配することや、補正予算により適切に対応する旨を申し述べたところでございます。また、地域の元気臨時交付金のほかに活用可能と思われる制度についても施政方針で幾つか取り上げたところでありますが、いわゆる国の15カ月予算を最大限に活用できるよう、さらに情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

それでは、2 問目の地域の元気交付金のほうから再質問させていただきます。

今、市長の答弁の中で、国の補正予算で使えるものは積極的に活用していきたいというお答えだったと思います。ということで、この交付金ですね、いろいろ仕組みが大変複雑になっておりまして、この仕組みをよく研究していただいて、それで、いざ申請するときになって申請が間に合わなかったということがないように、今からよく準備をしておいていただいて、活用できるものは活用していただきたいと思います。2 問目は、答弁は結構でございます。

1 問目、ソニーの問題でございますけれども、市長がおっしゃられたように、民間の企業の方針に介入をできないということは、全く私も一般的に考えればそのとおりであると思います。しかし、今多賀城は被災地で、今復興に取り組んでいる最中であるということで、被災地の市長だからこそやらなければならないということもあると思います。ソニーが被災地を見捨てて撤退したということになれば、ソニー自身にとっても大きなブランドイメージに傷がつくということになると思います。だから、多賀城から撤退するのはソニーにとってもこれはよくないことだということが1 点。

あともう1 点は、リーマンショック後、経営が低迷していたソニーに対して、多賀城市はソニーの製品を大量に購入したという経緯がございます。例えば、テレビとか、DVD、パソコンなどですね。総額五千数百万円の製品をソニー指定で購入してきたという経緯がご

ざいます。何のために購入したかと、こういうときのために、多賀城市はソニーをこれほど大事に思っているんだという意思を伝えるために購入したのではなかったのかなというふうに思っているんですけども。ソニーが事業縮小、撤退をしないで被災地復興のために頑張っているんだということになれば、ソニーのブランドイメージも上がりますし、ソニー自身の社員の士気も上がると、地域も元気になると、こういったソニーのためでもあるんだということを、ぜひソニーのほうに伝えることが大事ではないかなと。前回、東京本社を訪問してお願いしたという経緯もございますし、多賀城にとって本当にソニーというのは大事なんだということをぜひ伝える必要があると思うんですが、その点についてもう一度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

柳原議員がおっしゃるのはもっともだというふうに思いますし、私も極めて今の大崎代表と会う機会が多いものですから、そういうことも申し述べてはいるわけでございますけれども、なかなか社内の事情まで私らが介入するわけには当然行きません。ですから、ソニーさんの事情もいろいろあるんだろうなというふうに思いますし、たしか宮城県内でも恐らく白石とか、どこだったかな、二、三カ所あるんですね。全国にソニーの工場は広がっているわけでございまして、ましてや今回円安ということもあって、輸出産業にとっては非常に有利な風も吹いているということで、恐らくもう少し好転して、業績も恐らくよくなっていくんじゃないかなという思いもいたします。今、株が大分高くなってまいりましたし、やはりその影響を受けて雇用促進も少しずつではございますが、恐らくソニーさんも頑張られるんじゃないかなというふうに私も大いに期待していきたいというふうに思います。多賀城にとりましては、もう50年以上の歴史がある会社で、また、工場地帯の中でも中核的存在の、先ほど旗頭という話をさせていただきましたけれども、ぜひ頑張ってください、牽引役も務めていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

市長の答弁を聞いていますと、私も全く気持ち的には一緒だと思うので、ぜひその気持ちを何とか形にして、ソニーの本社のほうに、仙台工場だけではなかなか動かないと思いますので、ぜひ東京に行ったときには本社に訪問して、市長個人のこういう熱い思いをぜひ伝えていただきたいということをお願いしまして、もう一回回答をいただきまして、質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

わかりました。ただ、行く機会があれば、そのように行きたいというふうに思いますし、ただ、人事というのはいろいろ変わってきます。前の社長の中鉢さんなんかは、よく私と話をしていただけですけれども、向こうに行く機会がありましたら、そういう時間がありましたら、行きたいというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

3 番江口正夫議員の登壇を許します。江口議員。

（3 番 江口正夫議員登壇）

○3 番（江口正夫議員）

通告どおり、宅地かさ上げ等費用支援補助金制度の拡充、並びに通学路の安全対策についての2点について質問をいたします。

最初に、宅地かさ上げ等費用支援補助金制度の拡充について質問をいたします。

この問題は、午前中、藤原議員のほうから一般質問で同様趣旨の質問がございましたが、私の視点で再度質問とさせていただきます。

本市は、独自の補助事業として同制度を昨年7月から実施しております。過去ほかの議員からも同制度の適用対象について質疑がございました。現行制度は、対象地域として、地盤沈下によりTPO.7メートル未満の市長が指定した地域で、桜木2丁目5番から9番、栄1丁目1番、3番、4番の地区に限定をされています。

しかし、津波被災者から、「なぜ一部の地域しか対象にならないのか」「津波被害を受け全壊した住宅の再建、かさ上げが対象にならないのか」といった声があるのも事実であります。

本年1月現在、残念ながら同制度の実績は、対象見積もり戸数400戸中、桜木地区6戸の申請のみでありました。その原因の1つは、他の市の同様の制度に比べ対象がTPO.7メートル未満という厳しい要件があるから、限定された対象者に絞られたことは否めないと考えます。現行制度の対象地域外で盛り土擁壁を行って住宅再建された方、また、これからかさ上げをして住宅を再建しようと考えている方から、不公平感の声が聞かれております。

25年度予算では、同事業に6,000万円が計上され、減額されております。市長は施政方針で、五次総の主要な施策、「政策1、安全で快適に暮らせるまち」として、「雨水対策として引き続き、宅地かさ上げ等費用支援補助を行ってまいります」と表明しております。昨年1年間本市内で建設された住宅戸数は、見込み数を含めて約350戸、その中で災害復興住宅融資を受けたのが約120戸、中には高齢者のみの世帯で親孝行ローンの方で苦労して住宅の再建を行った方もおります。本市の全壊数1,700戸以上、半壊3,700戸以上のうち、これから住宅を再建する意思をお持ちの方が1,700戸以上で、住宅ローンを借りたいと考えている方が約400戸弱おり、本年2月1日から受け付けが始まった市独自の利子相当額補給補助制度にも、事前相談並びに申請が数十件寄せられ、具体化の動きが見られません。住宅再建に向かって徐々に動き出していると言えます。このような動きから、宅地かさ上げの助成に対するニーズはふえるものと予想され、減額措置はこの動きに逆行するようと思われます。加えて、政権が交代し、復興の加速化を重点目標の1つに掲げ、復興交付

金の財政支援は大いに期待されます。被災者の住宅再建は悲願であります。本市の未来のまちづくりに住宅の復興は必須であります。

そこで、これまでの同制度を、津波で被災され市内で住宅を再建するためにかさ上げ等を行う方に、宅地かさ上げ等費用支援補助金制度が適用できるよう同制度を拡充すべきと思料しますが、御見解をお伺いします。

次に、通学路の安全対策について質問をいたします。

本市は、昨年 8 月、文部科学省の指示により、通学路における緊急合同点検を学校、PTA、警察、関係機関とともに実施し、危険箇所 26 カ所、対策の必要箇所として 24 カ所を報告されました。その中には、各小学校の危険箇所優先順位対策等が記述されています。私は、改めて本年 1 月中旬に、4 日間ではありますが、従前から危険な路線として住民の声が多かった市道馬場線、最少幅員 3.9メートルと狭隘な歩車分離のない路線の危険度の実態を、通学時間帯であります午前 7 時から 8 時 15 分の間、児童を含む人の流れ、車の通行量を実施調査いたしました。この路線は昨年 3 月に通学路の標識が設置され、危険度が減少されるものと思っていましたが、調査をした結果、改善されていないことに落胆をいたしました。1 時間 15 分間に 1 日平均、児童・通勤者は約 40 人、車両は約 170 台と頻繁に通行し、その間、児童は、雪道になった場合には車のわだちを歩いて登校しておりました。なぜ狭い道路を多くの車両が通り抜けるのか。この馬場線と平行している幅員 7.4 メートル以上の比較的幅広の宮前 1 号線を通らないのか。それは、多賀城口ジュマンから国道 45 号線に出る通勤等の車両が、舟橋南から国道 45 号線までの約 500 メートルの間に信号機が 3 カ所あって渋滞するため、馬場線を通り抜けて宮前 1、2 号線を経て、少しでも早く国道 45 号線に出たいというおおむねいつも通るドライバーの心理から、この馬場線を通り抜けているものと思われる。

そこで、馬場線は周辺住民の生活道路でもあることから、児童の通学時間帯の 7 時から 8 時半の間は車両通行規制の措置を早急にしていただきたいと思ひますし、その見通しについてお伺いをします。周辺住民の約 550 名の多くの方が規制に賛同していることを、つけ加えておきます。

また、この措置に加えて、宮前 1 号線と宮前 2 号線の交差点は、とまれの標識が 1 カ所設置されているのみで、児童の横断が危険な状況となっていますので、横断歩道の設置をあわせて措置していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、宅地かさ上げ等支援補助金制度の拡充についてですが、藤原議員の御質問にもお答え

したとおり、宅地かさ上げに加えての新たな支援策として、被災者住宅再建補助を制度化したところでございますので、御理解をお願いいたします。なお、被災者住宅再建支援につきましては、宅地かさ上げを含めた現在行っている制度の活用に加えまして、宮城県に交付される震災復興特別交付税が被災自治体に配分されるということでございますので、この結果を待ちまして、新たな再建支援を行ってまいりたいと思っております。

2点目の通学路の安全対策についてでございますが、市道馬場線の実態については、ただいま江口議員御指摘のとおりと認識しております。当該市道の交通規制については、歩行者、特に児童の安全確保と交通事故防止のため、通学時間帯である7時から8時半までの間、指定方向外進行禁止の交通規制を実施してほしいとの要望書が付近の住民の同意の上、昨年12月20日に、区長から塩釜警察署長宛てに提出されたところでございます。塩釜警察署からの回答では、「新入学児童の入学時期を目安に道路規制を行う」とのことですので、間もなく準備が整います。

次に、市道宮前1号線と市道宮前2号線の接するT字路交差点の横断歩道設置要望につきましましては、横断歩道設置の必須条件となる、人がたまるスペースの確認や道路状況などの確認を行った後に、塩釜警察署に協議したいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

3番江口正夫議員。

○3番（江口正夫議員）

まず1問目ですが、新たな交付税が交付されてから制度を検討していくというお答えだったと思いますが、明確に交付税の津波被災者の被災地域に制度を拡充するということで理解はよろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

午前中の質疑の中でもありましたように、現在まだその辺のところは具体化されていないというのが現状でございますので、スケジュールの関係をちょっと申し上げますと、2月の段階で基礎数値の照会がなされるというふうなことでございます。それが2月20日段階で締め切りということで、3月に入りまして、地方からの基礎数値の回答の最終的な確認が3月11日か18日ごろというふうなことで、省令の交付が3月中旬以降というふうな形で、交付決定が3月下旬というふうなスケジュールになっております。ここの中で具体的な中身がどのようになるかというふうなことも確かめた上で、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

3番江口正夫議員。

○3番（江口正夫議員）

今の御回答では3月ぐらいに大体わかって、それから検討していくということだと思いま

すが、ぜひとも拡充をしていただきたいというふうに考えております。よろしく願いしたいと思います。

それから、もう 1 点ですが、ちょっとひっかかっているのは、補正予算委員会の際に、副市長から、この制度に対する拡充については、私有財産の形成を支援するような懸念が若干あるのではないかというような答弁をいただきましたので、ちょっと調べてみましたんですけれども、ちょっと古い話で、国の考え方として、これは小泉総理時代ですけれども、中央防災会議の中で住宅再建の基本的な考え方の中の「支援における公共性の確認」ということで報告をされております。これが政府の一貫した踏襲された考え方ということでありまして、もちろん公共支援というのは国民の税金を投入するんですから、慎重な言い回しはされております。しかしながら、後半ですすね、ちょっと読ませていただきますけれども、「しかしながら、大規模災害時の住宅再建の支援は、対象となる行為そのものに公共の利益が認められること、あるいはその状況を放置することにより社会の安定の維持に著しい支障を生じるなどの公益が明確に認められるため、その限りにおいて公的支援を行うことは妥当である」というような見解が出ておりますので、もちろんこの制度の拡充については、近隣のちょっと調べたところ約 7 市町がやっておることであり、また、その市民から当然理解を得られているという前提のもと、大規模災害時には公共支援という形では全然問題にならないというふうな考えを持ってはおりますが、もう一度、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、今江口議員がお読みになられたとおりですね。いわゆる公共の税金の投入をするというのは、そこには公共性があるということがまず必要であること、それから、それを放置することによって社会全体に対する危険、そういったことが広がるということの防止のためということになりますので、具体的に言いますと、危険を防止するためには壊れた家屋の解体をしたり、あるいは、それから住宅支援についてはいわゆる災害公営住宅をつくったり、そういったことが側面になってまいります。ただ、一般則としては、税金を使って個人の財産をふやしてあげるということは、これは一般的に考えられないことになるんです。ということで、我々が、この間も話をしましたけれども、宅地かさ上げについてはその TP で 0.7 メートルと設定したのも、それは、公共のインフラでどうしても解決ができないところについては、それを手当てするという考え方に立ち返って制度をつくってまいりましたけれども、今回の先ほど来話題になっております交付金のことについても、国のほうからちょっと若干その辺の解釈が変わってきていて、少し別な動きが出てきそうなので、「それについては十分我々も注視をして、今後考えさせていただきます」というふうにお答え申し上げたところでございますので、基本的には同じ考えということになると思います。

○議長（板橋恵一）

再々質問まで終わっていますので。

○3 番（江口正夫議員）

質問じゃなくてお願いよろしいですか。いや、いいです。終わります。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2 番 戸津川晴美議員登壇）

○2 番（戸津川晴美議員）

それでは、最後でございます。よろしくお願いいたします。

私は、国の生活保護基準引き下げの動きについて質問をいたします。

政府は、2013 年度予算案で、生活保護の生活扶助基準を 3 年間で 670 億円削減することを決めました。削減幅は平均 6.5%、最大で 10%で、この基準引き下げによりまして受給額が減る世帯は、受給世帯の 96%にも上ります。現行生活保護法が制定された 1950 年以来、生活保護基準が引き下げられたのは、2003 年度に 0.9%、2004 年度には 0.2%の減の 2 回だけでありまして、今回は前例のない大幅な引き下げとなります。しかも、削減されるのは、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助費なのです。特に子育て世帯に対する削減幅が大きく、夫婦と子供 1 人世帯には月 1 万 6,000 円の減、夫婦と子供 2 人の世帯には何と月 2 万円もの削減でございます。一方では 20 兆円規模の公共事業等の財政出動を行うとしながら、他方で、生活保護利用者や低所得者層に対してさらなる貧困を強いるのは著しく公平を欠き、国による弱者いじめと感じざるを得ません。

現在、生活保護受給者の経済状況はどのようなものでしょうか。一部マスコミ等で報道されているような決して楽なものではございません。今でもぎりぎりの生活を強いられています。香典の工面ができず友人の葬儀に行けなかった。光熱費節約のために調理は 1 日に 1 度だけにしている。お昼は食パンだけ。また、食べ盛りのお子様には済まないけれども、これ以上削減されれば食費を切り詰めるしかない。旅行などとてもできないので、子供にはせめて修学旅行には行かせてやりたい。こんな状況なのです。働かないで遊んでいるなどという状況ではありません。これで、果たして健康で文化的な生活と言えるのかどうか。

2 月 14 日は朝日茂さんの 50 回忌でございました。御存じのように、朝日茂さんは、1957 年、生活保護を受けながら、病床にありながら生活保護基準引き上げを求めて国を提訴し、1 審で画期的な判決を得ました。「単に生物としての生存を維持できる程度のものではなく、人間らしい生活でなくてはならない。国はそれを具体的に保障する義務がある」、判決文です。この判決の後、保護基準は 23 年間連続で引き上げられ、格差が是正されてまいりました。いわば国民の財産とも言えるものです。この大事な生活保護の基準を、国はなぜこんなにも大幅に引き下げると言うのでしょうか。

現在、生活保護受給者は全国で 213 万人にも上り、年々増加傾向にあることは事実です。しかし、これは貧困対策が整備されないために、ふえるべくしてふえているのです。受給者の増加を抑えたいのであれば、その原因にメスを入れなければなりません。

なぜ受給者がふえるのか。その原因の 1 つは、低い年金で暮らす高齢者がふえ続けている

ことにあります。ずっと不安定雇用のために厚生年金に入れなかった人、自営業の人は基礎年金のみが国民年金となりますが、そういう人たちの年金受給月額、平均月 4 万 9,000 円です。さらに、月 4 万円以下の国民年金しか受けられない人が何と 513 万人もいます。これでは、生活保護に頼るしかありません。受給者の大半はこういう高齢者なのです。2 つ目の原因、それは雇用の問題です。非正規労働者の割合は 35.2%にも上り、15 歳から 24 歳にあっては、2 人に 1 人は非正規です。しかも、失業したときに、セーフティネットである雇用保険を受給できる人は、完全失業者のたった 22%しかいないのです。1 年間働き通しても年収 200 万円に満たないサラマンは、6 年連続で 1,000 万人を超えています。また、総務省家計調査年表によりますと、この 15 年間に国民の実収入は年 102 万円もマイナスとなりました。このような状況を放置したまま生活保護基準を下げ、受給額を減らせば、さらに貧困は拡大されることでしょう。

生活保護基準の引き下げは単に受給者だけの問題ではありません。まず、最低賃金に大きな影響を与えます。保護基準の引き下げにより、今まで少しずつ上がってきた最低賃金の引き上げにブレーキがかかり、中には下がってしまう地域も出るでしょう。また、保護基準は、収入の少ない低所得者の暮らしを支えるさまざまな制度の適用対象の目安として連動する仕組みになっております。ですから、基準引き下げは低所得者の暮らしに大きな打撃を与えるものとなります。就学援助はもちろん、保育料や医療、介護、保険の減免制度、さらに、個人住民税の非課税限度額の算定など、実に 40 近い制度に影響を与えるものです。今後予定される消費税の増税、そして各種保険料の値上がり、公共料金の値上がり等々を合わせると、低所得者層に大きな負担増となるこの生活保護基準の引き下げの動きに対して、市長はどのような見解をお持ちでしょうか、伺います。

次に、就学援助への影響について質問をいたします。

就学援助制度は、経済的理由で就学困難な児童・生徒に対する援助制度でありまして、その対象者は、要保護児童・生徒と準要保護児童・生徒です。要保護児童・生徒とは、生活保護受給世帯の児童・生徒を指します。今回の生活保護基準引き下げは、これらの児童・生徒に大きな影響を与えるものと考えます。要保護児童・生徒の世帯では、扶助費の削減により苦しい生活を強いられるだけでなく、基準引き下げにより生活保護自体が受けられなくなる世帯もあり、要保護児童・生徒数は減少することでしょう。また、準要保護児童・生徒の認定は生活保護基準をベースにしていますので、連動して基準は下がり、準要保護児童・生徒数も減少すると思われます。しかし、このことは、就学援助を必要としている児童・生徒が減少したのではなく、援助を必要としながら援助を受けられない児童・生徒が増加するということとなります。

現在、本市において、要保護児童・生徒は 46 人、準要保護児童・生徒は 613 人で、これらの世帯への年間援助額は、小学生では 6 万円から 8 万円、中学生では 7 万円から 12 万円となっております。しかし、今回の生活保護基準引き下げにより、これらの援助が一切受けられなくなる世帯、つまり準要保護認定からも外される世帯が出るということになりま

す。援助を必要としながら援助を受けられない世帯が出ることを、放置するわけにはいきません。準要保護認定基準は本市独自に決定することができます。貧困の連鎖から子供たちを救い、教育を受ける権利を保障するため、準要保護認定基準の改善を強く求めるものです。以上で、1回目の質問を終わりといたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の生活保護基準引き下げ案についての質問と関連いたしますので、2 点目の就学援助についての質問は教育委員会所管の事務ではございますけれども、あわせて一括で私から答弁させていただきます。

政府の方針による生活保護基準の引き下げ案につきましては、国、県から正式な通知や説明を受けておりませんので、私も新聞等で承知している範囲ではございますけれども、現時点での考えを申し上げます。

厚生労働省では、生活保護制度の趣旨を、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度と規定しております。この趣旨から、生活保護政策は、自立を基本に共助、公助を付加するという視点が大変重要であると同時に、最後のセーフティーネットとして真に必要な方々に行き渡る制度であるべきだと思っております。今回の改正案は、ふえ続ける受給者に対し、医療扶助の適正化や自立に向けた就労支援の充実を図り、貧困の連鎖を防止していくことが必要であるとの考えから見直しを行うものと理解しております。

また、生活保護基準額の引き下げによる他制度への影響が懸念されている点につきましては、就学援助や保育料の免除などに対する激変緩和措置や、他分野への影響を回避する考えも示されておりますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

それでは、今就労支援といいますか、自立が基本であるというふうにおっしゃられまして、私も実にそのとおりだというふうに思います。しかしながら、今国がやろうとしていることは、詳細には来ていないのでということではございましたけれども、例えばこういうことが書いてありました。就労については、何カ月間かの猶予をもって、その間に就職ができない場合には、保護費の削減もあるんだというようなことまで書かれております。こういうことが、果たして自立への支援と言えるのかどうかということを、私は大変疑問に思っているところでございます。

これは 50 代の男性で多賀城市にお住まいの方なんですけれども、実際に生活保護を受け

られて、今就労支援と言いますか、ハローワークに行きなさいとか、そういう御指導を受けながら生活している人がいらっしゃいます。私も2カ月ぶりぐらいにお会いしたら、げっそりと痩せておりましたので事情をお聞きしました。そうしたら、こういうわけでした。もちろんその方も自立しようと思ひましてハローワークに行き、一時就労したんだそうです。しかしながら、その仕事が合わなかったとみえまして、途中で病気になってしまってやめたんだと、そういうことです。病気になってやめた人に対してでも、本市ではその就労支援という名でだと思ひますけれども、さらにハローワークに行ってみてくださいと、こういう指導がなされているということです。国の今回の方針もまさにこのように、強要するとまでは言いませんけれども、強要はしないと国でも言っているんです。しかしながら、暗に不安をあおるといいますか、私からしてみれば、そのことがストレスになってこんなにお痩せになったのかとも思ひました。そして、その方が最後に言ったのは、「仕事は見つかりましたか」とこう言われるので、さらに不安になるんです」と、こういうふうにおっしゃっていました。今50歳代の方でハローワークに行って仕事が見つかるということは、余り容易ではないと思うんですけれども、そういう懸念のある今回の改正案だというふうに思ひます。そういう現状、今私が話したようなそういう就労支援に対して、市長がどのような御見解をお持ちなのか、就労支援はあくまで支援でありまして、強制をするということはあってはいけないと思うんですけれども、そのことを1点お伺いをいたします。

そして、就学援助のほうですけれども、就学援助も市長にお答えをいただきたいんですけれども、私が心配するのは、要保護児童・生徒は、たとえその生活保護から外れてしまう子供が出て、それは即、準要保護児童・生徒として受け皿がございます。そうすれば、先ほどぐらいの教育支援は受けられるわけです。しかしながら、準要保護児童・生徒の認定から外れた子供に対しては、先ほど言ったような金額に対しても、一切準要保護認定を外れれば何もなくなるという状態になるわけです。それは生活保護基準から連動しておりますので、そういうことになることは明らかなんです、文科大臣も、「そんなことにならないようにします」と言っているんです。言っているけれども、御存じのように、準要保護児童・生徒のお金は一般財源化しておりますので、それは市が判断して出すしかないという仕組みになっております。連動させないためには、やはり国に対して準要保護児童・生徒の分も補助してくれるようにしなければ、その影響を与えないようにすると言っても、それは言葉だけではないかと、実際に多賀城市が困るんですということを言っていたかなければ、これはもう本市でもお金のことは私も存じておりますので、そこだけ、多賀城市だけ援助をしろと言っても、大変厳しいことはわかります。国に対してそういうことを求めなければいけないということになるのではないのでしょうか。

その2点に対してお聞きをいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

就労支援の関係は、私のほうから答えますけれども、準要保護は教育長のほうからお願いしたいと思います。

戸津川議員のお話で、就労支援、強要されたとまでは言わないけれどという話でございましたけれども、やっぱりそういうことは余りあってはならないというふうに思います、それ自体はですね。ただ、やっぱり健康で、本当に丈夫な方がまさか生活保護をもらっているということは、できれば本当は健康で働ける方は、それなりにいいところがあれば働いてもらいたい。そういう窓口をいっぱいやっぱりつくっておいて、自分に合うのはどれかということも適性を見きわめながらやっていかないと、今本当に高齢化社会で、本当にお年寄りの方々がどんどんどんどんですね、私らも団塊の世代ですからふえていくわけでございますけれども、そういった事情で、国も大変な状況にこれは置かれているんじゃないかなという思いがいたします。ただ、高齢というのは大体、私ら 65 歳以上をいうんだと思いますけれども、それまでの間、何らかの形で働ける手だてをつくるのも、私は必要じゃないかなというふうに思いますので、精神的な苦痛とか何か感じるような方であれば、そんなことはちょっと難しいでしょうけれども、その辺の見きわめは、あと専門の方々にやっていただくほかにかなというふうに思います。何か答弁になっていないようでございますけれども、よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

就学援助については、この生活保護と連動しているという、今お話しになったとおりですね。本市には、先ほどお話しになったように要保護は 46 名、46 家庭といたしますかね、46 名ですね。準要保護が 613 名というふうなことで、合計 659 名の子供たちがこの援助の恩恵を受けているというふうなことになります。先ほど市長もお話しになったように、2 月 6 日の河北新報に、それはあってはならないというふうなことで、文科大臣が基本的に現状維持で対応するというふうな力強いお話があって、私も内心ほっとしているわけですが。これは多賀城市だけの問題じゃなくて、これは教育長部会も、私の立場からすれば、あと県教委もおりますので、できるだけそういうふうなものともうちょっと連携しながらやっていきたいと思えますし。要保護から準要保護に移っても、これは丸々その要保護分の恩恵が受けられないというふうなこともありますので、この辺についても、私の立場からそれなりの方々と連携をしてお話をしてまいりたいというふうに思います。以上であります。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

市長からは、さっきのような就労支援はあってはならないことだというお言葉をいただきましたので、そのようにこれからもぜひお願いしたいと思います。

また、教育長からは、やはりもう目に見えてそういう児童・生徒が出てくるということは明

らかなわけですから、何らかの施策をとらなければ、これは本当に大変なことになると思いますので、ぜひ声を上げていただくようによろしく願いをします。

市長にはもう一回だけ御答弁を願いたいんですけども、今回の施策ですね、実は、先ほどちょっと申しましたけれども、例えば住民税の非課税世帯というのが全国で3,100万人いらっしゃるんだそうです。そういう住民税の非課税になっている人たちが、今回の生活保護基準の引き下げによりまして課税世帯になるということが十分考えられるわけです。そうしますと、非課税から課税になるというその税金の負担分だけではなく、物すごくたくさん制度で不利になるというか、負担がふえていくのです。御存じだと思いますけれども、例えば保育料なんかは、今まで非課税の方だったら9,000円で抑えていたものが、1万9,500円となります。そしてまた医療費の自己負担額なども、これは高額療養費の自己負担額ですけども、それが3万5,400円で済んでいたものが上限8万100円にまで引き上げられるということです。また、介護保険の自己負担限度額、こういうものにも影響いたしまして、今まで上限2万4,600円で済んでいたのに、上限が3万7,200円になるということで、この制度の生活保護の引き下げが与える影響は物すごく大きいんです。しかも今回は、前は0.4とか0.5%の引き下げでしたよ。ところが、もう前例のない6.5%、最大10%ですから、物すごい引き下げになるわけですが、実はさっき御紹介しませんでしたけれども、生活保護受給者の中には一般の人たちよりも自殺率が2倍になっているというデータがあるんです。若い人と一般の世帯よりも5倍になっていると、こういう事実があるわけですね。私は、これはぜひ自治体の市長といたしまして、「この制度をやられると、本当に困る人がたくさん出る」と、「ちょっと待ってくださいませんか」とか、「ちょっとどうかならないでしょうか」と、こういう声を上げていただきたいんです。既に声を上げていらっしゃる方がいます。市長ではありませんけれども、医師会の会長は、今度医療費の自己負担額を、その生活保護の人からも自己負担でもらうとこういう方針も出しているわけですね。それに対して日本医師会の会長は、「それはやり過ぎではないか。生活保護の人から自己負担をとるなどということは、やってはならない」。これは低所得者の病気の状況、体の状況をよく御存じの日本医師会の会長がそう言明していらっしゃる。また、日本弁護士連合会というのがございますけれども、この日本弁護士連合会では、いち早く反対の声明を出されました。恐らくこの市長方も、こういう状況になればますます貧困層がふえるわけですから、どう見たって私は自治体も困ると思うんです。そういう人たちに対して温かい手が差し伸べられなくなるような生活保護の改定ですから、それに対して、いや、いい制度であると思うのか、いや、ちょっと困った制度であると思うのか、そこのところをはっきりとさせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最後の、いい制度であるか悪い制度であるかというのは、これは、具体的にわたしもまだち

よっとわからないところが多いものですから何とも言えませんけれども、住民税が非課税から課税になるということ自体ですね、多賀城の場合どういうふうな影響があるのか。これはなった場合、ちょっとその辺の計算とかもわからないので、保健福祉部長のほうからその辺のことについては答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

私どもも厚生省のホームページ、その他さまざまな資料関係で把握している状況の中での御回答になりますが、現在、生活保護引き下げによる影響が出ると言われているものは、私どもの中では 38 制度に影響があるだろうというふうなこと、これは毎日新聞のほうにも記事に先日載りましたので、それと同様の考え方になろうかというふうに思います。

また、その中でも保育料の減免や教育関係でも 5 制度に影響が出るのではないかというふうに、これはあくまでもまだクエスチョンの段階でございますので。先ほど教育長が申し上げましたとおり、できる限り私たちは市民の方々をサポートしていくとう立場で今後も支援をしていきたいというふうには思っていますが、多分この生活保護問題の一番大きな視点は何かと言うと、いわゆるここ数年の不正受給の問題ですね。芸能人の親族の方がマスコミでも相当取り上げられましたけれども、そういったことが大きな問題になって、まず不正をなくそう、それから本来あるべきその支援のあり方に少し見直しをしていきましょう。逆に言うと、今までずっとメスを入れてこなかったということが、むしろ逆に問題なのかなと。やっぱりその時代時代に合った制度であるべきだったのかなというのもちょうと考え方として持っています。

それから、先ほど医療費の問題がありましたが、ちょっと大ざっぱな言い方になるかもしれませんが、23 年度で申し上げますと、多賀城市の生活保護費ももう 10 億円を超えています。そのうちの約 2 分の 1 が医療費補助になっています。こういったことを考えると、例えばジェネリックの医薬品であるとか、さまざまなその対応策があるかと思えますけれども。かといって、医者にかかるなとか薬を飲むなと言っているわけではなくて、本来受けるべき医療をきちんと受けていただくというふうなことでの改正というふうに私どもも理解しておりますので、今回のその見直しは、ぜひともそういったあるべき姿に戻る、そういった改正であるというふうに理解しておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす2月23日と、あさって2月24日は休会といたします。来る2月25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後2時09分 延会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年2月22日

議長 板橋 恵一

署名議員 佐藤 恵子

同 森 長一郎